



平成 26 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社東理ホールディングス
コード番号	(5856) 上場取引所 東
代表者名	代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先	取締役副社長 藤原 克英
T E L	(03) 5524-7851

## 過年度のエクイティ・ファイナンス等に関する第三者委員会の 調査報告書に対する意見書及び当社の見解について

当社は、従前過年度のエクイティ・ファイナンス等に関する第三者委員会の調査報告書を開示しておりましたが、過年度のエクイティ・ファイナンスに関する消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分をいずれも全部取り消すとの裁決を国税不服審判所が平成 26 年 6 月 5 日（当社子会社株式会社東京理化工業所に対して）また、同年 6 月 24 日（当社に対して）にそれぞれ下した結果に基づいて、当社顧問弁護士北新居良雄氏の過年度のエクイティ・ファイナンス等に関する第三者調査委員会の調査報告書に対する意見書及び当社の見解を別紙のとおりご報告いたします。

尚、当社顧問弁護士による意見書及び当社の見解についてご報告することになったのは、当初は株主様などから意見書の開示について求められることを想定できず開示する予定はありませんでしたが、更正処分取り消しの裁決について同年 7 月 1 日に開示したところ、株主様及び金融機関様から第三者調査委員会の調査報告書について、度々、説明を求められたこと。また、当社内で裁決書について顧問弁護士を交えて検討した結果、開示すべきと判断したことによるものです。

(参考)

平成 22 年 1 月 22 日「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」

平成 22 年 2 月 12 日「第三者調査委員会の中間報告書の受領についてのお知らせ」

平成 22 年 4 月 22 日「第三者調査委員会のコーポレート・ガバナンスに関する調査報告書（中間報告）の受領についてのお知らせ」

平成 22 年 8 月 17 日「過年度のエクイティ・ファイナンス等に関する第三者委員会設置のお知らせ」

平成 22 年 12 月 9 日「平成 22 年 1 月 22 日設置の第三者調査委員会の調査報告書の受領及び平成 22 年 8 月 17 日設置の第三者委員会の調査報告書受領時期についてのお知らせ」

平成 23 年 2 月 21 日「第三者調査委員会の調査報告書の受領についてのお知らせ」

以上

株式会社東理ホールディングス  
取締役会 御中  
監査役会 御中

平成 26 年 8 月 1 日  
東京都千代田区神田小川町 2 丁目 2 番 UI ビル 4 階  
北新居・青木法律事務所  
弁護士 北 新 居 良 雄



国税不服審判所が、平成 26 年 6 月 5 日及び同年 6 月 24 日、当社（当社の子会社である株式会社東京理化工業所を含む）に対し行った、下記裁決について

- (1) 東裁(法・諸)平 25 第 132 号 仙台国税局長が平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの東京理化工業所の事業年度の法人税の更正処分及び平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分を、いずれも全部取消すとの裁決
- (2) 東裁(法・諸)平 25 第 144 号 東京国税局長が平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの当社の事業年度の法人税の更正処分、及び平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分を、法人税の更正処分はその一部を取消し、消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分はいずれもその全部を取消すとの裁決

## 意見書

### 第 1 序

1 小職は、当社の法律顧問を平成 24 年 7 月以来務める者ですが、国税不服審判所が上記の裁決を行ったので、その意義について次のとおりご説明します。

なお、小職は、上記の各課税処分等に係る当社の株式会社キーネット（「キーネット」）や UPI プランニング株式会社（「UPI 社」）等との間のコンサルティング契約の締結やその実行等に関し一切関与していませんし、上記の不服審判事件に関してもこれを担任した者でもありません。さらに、平成 22 年 1 月以来平成 25 年 5 月までの間に、いわゆる第三者調査委員会が設置され、当社の代表者に対する刑事訴追事件（東京地裁平成 21 年特(わ)第 2873 号、第 3091 号。「本件刑事事件」）の対象となったコンサルティング費用の支払に関する会計処理の妥当性のほか、コンサルティングサービスについて

の対価性及び金額の妥当性や、当社のコーポレートガバナンス体制の問題点に関する調査を行い、その調査報告書が作成されましたが、その調査や調査報告書の作成にも関与していません。

さらには、当社の代表者に対する刑事訴追事件(平成 23 年 11 月 30 日、東京地裁で無罪判決。同年 12 月 14 日確定)にも関与していません。

- 2 小職の意見は、題記の 2 件の国税不服審判所が行った裁決(「本件各裁決」)の裁決書及び第三者委員会が当社に対し提出した各調査報告書並びに当社代表者の事実関係に関する補足説明に依拠して行うものです。また、その事実認定や法的評価に関するものは、本件刑事事件に関する東京地方裁判所と国税不服審判事件に関する国税不服審判所が、それぞれ適法に認定・判断するものに、したがうものです。

## 第 2 本件各裁決

### 1 東京理化工業所に関する裁決について

- 1.1 東京理化工業所が平成 16 年 5 月 28 日開催の取締役会で決議し、同年 6 月 28 日開催の定時株主総会で承認された新株予約権の第三者割当方式による増資(新株予約権の総数は 10 万個、新株予約権 1 個につき 1000 株、新株予約権の申込期日は同年 7 月 29 日、払込期日は同月 30 日とし、新株予約券の行使価額の総額は 20 億円及び行使期間は同年 7 月 31 日から平成 18 年 7 月 30 日まで等とするもの。東京理化工業所の関係で「本件増資」を行い、株式会社ヒガシ・コーポレーション(「ヒガシ社」)との間で、本件増資(1 億株相当)の第三者割当新株予約権の発行に関する市場調査や新株式募集支援活動等の業務をヒガシ社が受託遂行し、その対価として 4 億 4100 万円(消費税を含む)を支払うものとし、同 16 年 8 月 3 日にこれを支払いましたが(本件増資に関する払い込みは同年 7 月 30 日に 20 億円が払込あり)、その支払は、①上記の業務委託契約にしたがって実体のあるサービスをしなかったヒガシ社に対する支払であり、法人税法上の寄付金に該当し、②かつ実体のないサービスに対する消費税の支払であり、その支払額は課税仕入に係る支払対価の額に該当しないものであり、かつ、③そのように課税仕入に係る支払対価の額に該当するとして仕入税額控除をしたことは、国税通則法 70 条 5 項及び 68 条 1 項に各規定された「偽りその他不正の行為」及び「隠ぺい又は仮装の行為」に該当するとして、原処分庁は前記(1)の処分(東京理化工業所の関係で、「原処分」)を行いました。
- 1.2 しかし、東京理化工業所はこれに対し、国税不服審判所に対し審査請求を行ったところ、本件裁決は、「福村康廣の指示の下で、ヒガシ社を含む本件増資関係者によって、実際に本件業務委託が実行され、目的であった本件増資は成功したのであるから、本件委託業務に基づく業務が行われた事実が

認められ」かつ「本件支払額が不相当に高額であったということはない。」とし(東京理化学工業所に対する裁決書 29 頁)、本件委託業務という反対給付が伴っているので、本件支払額は、法人税法上の寄付金には該当しないものと認定したうえ(同 28 頁)、したがって、ヒガシ社との間の業務委託契約についても「偽りその他不正の行為並びに隠ぺい又は仮装の行為には該当しない。」ものと認定しています(同 29 頁)。

- 1.3 上記 1.2 の認定の結果、上記ヒガシ社への支払額 4 億 4100 万円を東京理化学工業所の本件事業年度の損金の額として、同事業年度の所得金額又は欠損金額を計算すれば、原処分前の欠損金額となるので、本件法人税更正処分はその全部を取消すべきものとされ、かつ消費税及び地方消費税に関する更正処分や賦課決定処分も上記の理由で「全部取消すべきである。」と決定されたものです。

## 2 当社に対する裁決について

- 2.1 当社が平成 16 年 12 月 8 日開催の取締役会で決議した新株予約権の第三者割当方式による増資(新株予約権の総数は 40 万個、新株予約権 1 個につき 1000 株、新株予約権の申込期日と払込期日は同 17 年 1 月 20 日とし、新株予約券の行使価額の総額は 80 億円及び行使期間は同年 1 月 21 日から平成 20 年 1 月 20 日まで等とするもの。当社の関係で「第 1 回目増資」)を行い、株式会社キーネット(「キーネット社」)との間で、本件第 1 回目増資(4 億株相当)の第三者割当新株予約権の行使について、株式の譲受人を当社や T 投資事業組合に紹介する業務及びこれに付随する業務について業務委託契約を締結し、その対価として合計 17 億 6400 万円(消費税を含む)を支払うものとし、同 17 年 1 月 24 日及び 3 月 7 日に合計 17 億 6400 万円を支払いましたが(本件増資に関する払い込みは同年 1 月 24 日から 4 月 5 日までに全額 80 億円の払込あり)、その支払は、①上記の業務委託契約にしたがって実体のあるサービスをしなかったキーネット社に対する支払であり、法人税法上の寄付金に該当し、②かつ実体のないサービスに対する消費税の支払であり、その支払額は課税仕入に係る支払対価の額に該当しないものであり、かつ、③そのように課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとして仕入税額控除をしたことは、国税通則法 70 条 5 項及び 68 条 1 項に各規定された「偽りその他不正の行為」及び「隠ぺい又は仮装の行為」に該当するとして、原処分庁は前記(2)の処分(当社の関係で、「原処分」)を行いました。

- 2.2 上記の第 1 回目増資に加え、その後、当社が平成 17 年 6 月 27 日開催の取締役会で決議した新株予約権の第三者割当方式(T 投資事業組合が割当先)による増資(「第 2 回目増資」。平成 17 年 7 月 15 日に 35 億 2800 万円)のほか同様な方法で「第 3 回目増資」として、平成 17 年 10 月 24 日

払い込まれた 54 億円、「第 4 回目増資」として平成 18 年 1 月 19 日払込のあった 41 億 2500 万円並びに「第 5 回目増資」として平成 18 年 3 月 23 日に払込のあった 16 億 8000 万円の以上合計 147 億 3300 万円にも及ぶ資金調達を行ったが、当社はこれらの増資に先立ち、これらの増資計画の実行を前提に、平成 17 年 3 月 28 日 UPI 社と業務委託契約を締結し、当社の授権資本の範囲内における増資計画を前提として、資金調達に関するノウハウの提供、資金調達の手続等の代行業務、UPI 社の関係する機関投資家及び個人投資家への IR 活動、当社及び当社の子会社に対する業務支援並びに会社買収に対する支援その他付随業務等を委託するものとして、その対価として 6 億円（消費税を含まない）を支払うものとし、翌 3 月 29 日その全額（消費税を含めて 6 億 3000 万円）を支払ったのですが、これについても、原処分庁は、その支払は、①上記の業務委託契約にしたがって実体のあるサービスをしなかった UPI 社に対する支払であり、法人税法上の寄付金に該当し、②かつ実体のないサービスに対する消費税の支払であり、その支払額は課税仕入に係る支払対価の額に該当しないものであり、かつ、③そのように課税仕入れに係る支払対価の額に該当するとして仕入税額控除をしたことは、国税通則法 70 条 5 項及び 68 条 1 項に各規定された「偽りその他不正の行為」及び「隠ぺい又は仮装の行為」に該当するとして、2.1 に述べたものに加え、前記(2)の処分（当社の関係で、「原処分」）を行いました。

2.3 しかし、当社はこれら 2.1 及び 2.2 のいずれの処分に関しても、これを争い、国税不服審判所に対し審査請求を行ったところ、本件裁決は、「福村康廣の指揮の下で、キーネット社及び UPI 社を含む本件増資関係者によって、実際に本件各コンサル業務は実施され、目的であった本件各増資が成功したのであるから、本件各コンサル契約に基づく業務が行われた事実が認められ」（当社に対する裁決書 37 頁）かつ「本件支払額が不相当に高額であったということはできない。」（同 36 頁）とし、本件各コンサル業務という反対給付が伴っているので、本件各支払額は、法人税法上の寄付金には該当しないものと認定したうえ（同 36 頁）、したがって、キーネット社や UPI 社との間の各コンサル契約についても「偽りその他不正の行為並びに隠ぺい又は仮装の行為には該当しない。」ものと認定しています（同 37 頁）。

なお、これらキーネット社及び UPI 社に対するコンサル料の損金算入の時期に関し、税法上当社の損金処理が平成 17 年 3 月 31 日までの事業年度で全額計上されていた点についてはその修正（更正）を要するものとされ、翌年度以降への繰越欠損金（の増額）として処理すべきことが指摘されています。すなわち、同事業年度において、当社が納税すべき法人税額に変更はなく、当社の同事業年度における欠損の金額＝繰越欠損金額の増額修

正（更正）があったものです。

また、消費税及び地方消費税に関する更正処分や賦課決定処分は、上記の理由で「全部取消すべきである。」と決定されたものです。

### 3 本件裁決における事実認定と法的評価と第三者委員会の調査報告について

3.1 第三者調査委員会は、平成 22 年 2 月 12 日付中間報告書（「中間報告書」）においては、当社がキーネット社や UPI 社などに支払ったコンサルティング料（業務委託料）の費用としての対価性や金額の妥当性について、「実際にファイナンスが実行され、その結果複数の第三者が株式を取得するに至っていることから、当該コンサルティング業務に一定の成果が見られ…したがって、コンサルティング業務の存在すべてが否定されるものではなく、一定の役務提供がなされ消費税法上は課税取引に該当する」ものとしながら、また、平成 22 年 12 月 9 日付調査報告書（「平成 22 年 12 月 9 日付報告書」）においても、「コンサルティング費用の会計上の費用処理は妥当である。」としながら、その金額は「当時当社の置かれた危機的な経営状態を考慮するとしても、…社会通念に反する法外なものであると認識しているものと記述しています。さらに、「キーネット、UPI が法人として、報酬に見合うコンサルティング役務の提供をした事実も認め難い」とも述べられています。しかしながら、第三者委員会とはいえその調査能力の限界があることを考慮しても、とくに本件刑事事件に関する東京地裁の判決やその判断過程で示された事実関係の認定やその理由並びに今般示された本件裁決に照らすと、このような調査報告書の記述については、困惑と混乱を感じざるを得ません。

3.2 当社代表者に対する本件刑事事件の公訴の提起は平成 21 年 12 月 7 日であり、追起訴は同年 12 月 28 日です。平成 22 年 1 月 22 日設置された第三者調査委員会は、平成 22 年 2 月 12 日に中間報告書を作成し、同年 12 月 9 日に上記の調査報告書（「第 1 回調査報告書」）を作成公表していますが、本件刑事事件においては公判準備手続が行われ第 1 回公判は平成 22 年 12 月 10 日（検察官冒頭陳述書の日付）にこれが行われたものです。

しかし、第三者調査委委員会の「第 2 回調査報告書」（開示内容の妥当性、関連当事者性、取締役の対応の妥当性等に関する平成 23 年 2 月 21 日付）にも記述されているとおり、当時保釈されていた当社代表者は、その保釈の条件として事件関係者との接触が禁じられており、同人からの事情聴取なしで、その調査報告書が作成されたという、大きな調査上の制約があったことが記載されています。この間の事情は、第 1 調査報告書についても同様に言えるものと理解されます。

従いまして、本件刑事事件の判決において、刑事捜査手続によって収集

され、あるいは弁護側から提出された多岐かつ大量にわたる関係証拠を吟味したうえ、①コンサルティング業務の実態が認められ（判決書 45 頁～58 頁）、②当時の当社の資金調達が困難な状態や同様な状態に陥った他社における資金調達時における増資委託手数料の実態などからしても、当時当社が支払ったコンサルティング報酬が不当に過大でその支払が無用な支出であったとはいえないし（同 59 頁～62 頁。判決では、UPI への支払に関し、そのコンサルティング契約に対応する増資は、第 2 回増資に限らず、その回以降の平成 17 年度中の増資も含まれることが否定できないことからすれば、その増資額 147 億 3300 万円を基準にしたときは、6 億 3000 万円の報酬割合は約 4.3%に過ぎないことも、判決の 61 頁～62 頁に言及されています。）、③さらに、東京地裁は本件各コンサルティング契約に関し、従前の東京理化工業の増資に関わった当社代表者や増資関係者らの活動状況にも照らし、本件各コンサルティング契約に係る事実と法的評価を行うべきであるという手法（同判決 51 頁～58 頁）は、基本的に本件裁決においても同様に採用されているものと考えられます。すなわち、本件裁決においても、原処分に係る当社（東京理化工業所を含む）のコンサルティング契約（新株予約権の第三者割当方式による増資についての業務委託契約）のみの検討によって本件各業務委託契約の実態を判断することなく、従前の方式に従い、受託者を含む本件増資関係者によって実際に委託業務が実施され、目的であった増資が成功した事実を正面から認めているものと理解されます。

- 3.3 本件刑事事件の判決では、「本件は、いわゆる乱脈経営、乱脈融資の特別背任の事案とは相当に様相を異にしていることに留意すべきであった。本件起訴は、上記のような作業、証拠収集が不十分なまま、特定の時期の特定の増資のみを切り出し、局面を限定し、形式的な見方の下に、H 山供述等の信用性を客観的証拠に照らして十分に吟味することなく、訴因を構成したことに問題があったと考えられる。」（同判決 78 頁）と断じており、検察官の控訴もなく、その判決は確定しています。

本件裁決も、そのような本件刑事事件判決における厳格な事実の認定と法的評価に沿ったものであると評価することができます。

以上のとおり、今般の国税不服審判所の裁決に関して、小職の意見を申し上げます。

以上

平成 26 年 8 月 8 日

株式会社東理ホールディングス  
代表取締役社長 福 村 康 廣  
(事務連絡者 取締役副社長藤原克英)

国税不服審判所が、平成 26 年 6 月 5 日及び同年 6 月 24 日、当社（当社の子会社である株式会社東京理化工業所を含む）に対し行った、下記の各裁決に関する当社の見解は、後記のとおりです。

- (1) 東裁(法・諸)平 25 第 132 号 仙台国税局長が平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの東京理化工業所の事業年度の法人税の更正処分及び平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分を、いずれも全部取消すとの裁決
- (2) 東裁(法・諸)平 25 第 144 号 東京国税局長が平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの当社の事業年度の法人税の更正処分、及び平成 23 年 5 月 20 日付で行った、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分を、法人税の更正処分はその一部を取消し、消費税及び地方消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課決定処分はいずれもその全部を取消すとの裁決

#### 記

- 1 上記の各課税処分等に係る当社の株式会社キーネット（「キーネット」）や UPI プランニング株式会社（「UPI 社」）等との間のコンサルティング契約の締結並びにそれに基づくコンサルティング報酬等の支払に関しては、当社の代表者に対する刑事訴追（東京地裁平成 21 年特(わ)第 2873 号、第 3091 号。「本件刑事事件」）がなされましたが、平成 23 年 11 月 30 日東京地方裁判所は、無罪の判決を言い渡しました。

この本件刑事事件判決は、刑事捜査手続によって収集され、あるいは弁護側から提出された、多岐かつ大量にわたる関係証拠を吟味したうえ、①コンサルティング業務の実態が認められ（判決書 45 頁～58 頁）、②当時の当社の資金調達が困難な状態や同様な状態に陥った他社における資金調達時における増資委託手数料の実態などからしても、当時当社が支払ったコンサルティング報酬が不当に過大でその支払が無用な支出であったとはいえないし（同 59 頁～62 頁。判決では、UPI 社への支払に関し、そのコンサルティング契約に対応する増資は、第 2 回増資に限らず、その回以降の平成 17 年度中の



増資も含まれることが否定できないことからすれば、その増資額 147 億 3300 万円を基準にしたときは、6 億 3000 万円の報酬割合は約 4.3%に過ぎないことも、判決の 61 頁～62 頁で言及されています。)、③さらに、東京地裁は本件各コンサルティング契約に関し、従前の東京理化工業所の増資に関わった当社代表者や増資関係者らの活動状況にも照らし、本件各コンサルティング契約に係る事実と法的評価を行うべきであると述べており（同判決 51 頁～58 頁）、本件裁決においても、原処分に係る当社（東京理化工業所を含む）のコンサルティング契約（新株予約権の第三者割当方式による増資についての業務委託契約）のみの検討によって本件各業務委託契約の実態を判断することなく、従前の方式に従い、受託者を含む本件増資関係者によって実際に委託業務が実施され、目的であった増資が成功した事実を正面から認めて裁決しているものと理解されます。

本件裁決は、本件刑事事件判決における厳格な事実認定と法的評価に準拠したものであると理解されます。

本件裁決は、原処分庁が行った法人税の更正処分や消費税の更正処分並びに重加算税の課税賦課処分等すべてについて、基本的に当社（東京理化工業所を含む）の主張を認め、その全部の取消等を行ったものであり、その結論はいずれも至当なものであると理解しております。

2 なお、各課税処分等に係る当社のキーネットや UPI 社等との間のコンサルティング契約の締結並びにそれに基づくコンサルティング報酬等の支払に関しては、22 年 1 月以来平成 25 年 5 月までの間に、いわゆる第三者調査委員会が設置され、対象となったコンサルティング費用の支払に関する会計処理の妥当性のほか、コンサルティングサービスについての対価性及び金額の妥当性や、当社のコーポレートガバナンス体制の問題点に関する調査が行われ、その調査報告書が作成されています。

すなわち、当社代表者に対する本件刑事事件の公訴の提起は平成 21 年 12 月 7 日であり、追起訴は同年 12 月 28 日ですが、平成 22 年 1 月 22 日設置された第三者調査委員会は、平成 22 年 2 月 12 日に中間報告書を作成し、同年 12 月 9 日に調査報告書（「第 1 回調査報告書」）を作成公表しています。さらに、本件刑事事件の第 1 回公判期日は平成 22 年 12 月 10 日（検察官冒頭陳述書の日付）ですが、第三者調査委員会「第 2 回調査報告書」（開示内容の妥当性、関連当事者性、取締役の対応の妥当性等に関する平成 23 年 2 月 21 日付）では、当時保釈中の当社代表者は、その保釈の条件として事件関係者との接触が禁じられており、同人からの事情聴取なしで、その調査報告書が作成されたという、大きな調査上の制約があったことが記載されています。このような制約があったことは、中間報告書や第 1 調査報告書の作成時についても同様に言えるものです。

本件刑事事件判決は、検察官による訴追に関して、「本件は、いわゆる乱脈経営、乱脈融資の特別背任の事案とは相当に様相を異にしていることに留意すべきであった。本件起訴は、上記のような作業、証拠収集が不十分なまま、特定の時期の特定の増資のみを切り出し、局面を限定し、形式的な見方の下に、H山供述等の信用性を客観的証拠に照らして十分に吟味することなく、訴因を構成したことに問題があった」（同判決 78 頁）と断じているのと同様に、第三者調査委員会による調査については、前記のような調査上の制約のゆえに、検察官の捜査や訴追にも及ばない不完全さがあったものと考えます。

以上